六　株式会社イオン銀行
七　ａｕじぶん銀行株式会社
八　株式会社大和ネクスト銀行
九　株式会社ローソン銀行
十　株式会社みんなの銀行
十一　株式会社ＵＩ銀行
十二　０１銀行株式会社
十三　株式会社ゆうちょ銀行

○経済産業省告示第百一号

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第三百六十二号）第四条第一項の規定に基づき、インバランスリスク単価等を定める告示（平成二十四年経済産業省告示第百四十四号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年八月十三日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（賦課金の特例に係る製造業以外の業種に係る倍数） **第一条**　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令（以下「令」という。）第四条第一項の規定に基づき経済産業大臣が定める数は、製造業に係る電気の使用に係る原単位の平均である〇・五九に八を乗じて得た四・七二を、製造業以外の業種に係る電気の使用に係る原単位の平均である〇・三五で除して得た三十五分の四百七十二とする。	（賦課金の特例に係る製造業以外の業種に係る倍数） **第一条**　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令（以下「令」という。）第四条第一項の規定に基づき経済産業大臣が定める数は、製造業に係る電気の使用に係る原単位の平均である〇・六二に八を乗じて得た四・九六を、製造業以外の業種に係る電気の使用に係る原単位の平均である〇・三七で除して得た三十七分の四百九十六とする。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（適用）

2　この告示による改正後のインバランスリスク単価等を定める告示第一条の規定は、この告示の施行後における再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第三十七条第一項の規定による認定の申請について適用する。

その他告示

○金融庁
財務省告示第二号

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき、社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件（平成十五年法務省告示第三号）の一部を次のように改正する。

令和八年八月十三日

金融庁長官　伊藤　豊
法務大臣　平口　洋
財務大臣　片山さつき

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
名称	所在地	名称	所在地
［略］		［同上］	
ディーゼット　プライベート　バンク　アーゲー	ドイツ連邦共和国　フランクフルトアムマイン市　プラッツ　デア　レプブリク　六	ディーズィー　プライベート　バンク　エスエー	ルクセンブルグ大公国　ストラッサン　ルー　トーマス　エディソン　四
［略］		［同上］	
インダストリアル　アンド　コマーシャル　バンク　オブ　チャイナ（アジア）　リミテッド	中華人民共和国　香港特別行政区　セントラル　ガーデンロード　三　アイシービーシー　タワー　三十三階	インダストリアル　アンド　コマーシャル　バンク　オブ　チャイナ（アジア）　リミテッド	中華人民共和国　香港特別行政区　セントラル　ガーデンロード　三　アイシービーシー　タワー　三十三階
中國信託商業銀行	台湾　台北市　南港区　ジンマオ二番ロード　百六十六号、百六十八号、百七十号、百八十六号、百八十八号		
バンク　オブ　チャイナ　リミテッド	中華人民共和国　北京市　シーチェン区　フーシンメンナイスト　リート　一番		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第三百十号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十七条の五及び電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十二条の二の十九の規定に基づき、令和五年総務省告示第四百十六号（特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和八年八月十三日

総務大臣　林　芳正